

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）正 保



学位申請者 鵜沢洋志

論文名 マレーシア語の文型に関する研究

結論

鵜沢洋志氏から提出された博士學位請求論文「マレーシア語の文型に関する研究」に就いて、論文審査と口述による最終審査の結果、審査委員会は全員一致して、博士（学術）の學位を授与するに相応しい研究であるとの結論に達した。尚、審査委員会は正保勇を主査に、学外からの委員として、カンボジア語、タイ語、ヴェトナム語を始め、他の東南アジア諸言語にも広い見識を有する、慶応義塾大学教授の三上直光教授、学内の委員として、本学アジアアフリカ言語文化研究所の峰岸真琴教授、富盛伸夫教授、及び降幡正志助教授により構成された。

論文の概要

本論文で、鵜沢洋志氏は、コミュニケーション成立上必要不可欠とされる要素として、話題を構成する部分と、それに就いて説明する二つの部分があり、それを担い、それを実現する手段である言語にもそれが反映されてしかるべきであるという前提を分析の拠って立つ基盤とし、マレーシア語の文をこの基軸を成す部分とそれに付属する部分とに先ず腑分けした後、基軸を成す部分、付属的な部分夫々の内部構造を特に品詞の面から精査な考察考を行っている。しかる後に、コーパスとの綿密な突合せを通して、その有効性を検証している。更に、その結果得られた文型が、言語運用場面に働く力学によって、如何なる変容を被るかという面からの考察も併せて行っている。以下、論文の構成に従い、各章毎にその概要を観ていく。

第一章では、本論の作業仮説となる文モデルの紹介がなされている。言語が果たすコミュニケーション上の機能という観点から、その実現の為に話題を構成する部分と、それに就いての説明となる部分が不可欠の要素として仮定されている。そして、この不可欠の両要素の統語レベルへの投射物として主語、述語という二つの要素を設定している。

第二章では、文型抽出を行うターゲットとなる文構造をどう捉えるかといった、本論に於ける、研究の基本的な姿勢に就いて述べられている。ここでは、文というものは階層性を持たず、線状的なものとして考えられている。そして、解釈上そこに何らかの要素を補わなければならない様な空所がある場合、そこに省略があるとは考えず、その場所は最初から何も充填されてはいない、即ち不在であるという立場を取る。何

らかの要素を復元できれば、そこには省略があると考えると、マレーシア語の実情に合わない場合が生じるというのがこの考えの裏にはある。即ち、マレーシア語では、述部が前置詞句だけで構成される文が可能であり、動詞の機能も併せ持った様な使われ方をする場合がある。この様なケースに於いて、前置詞句の前に有る筈の動詞が省略されたと考える必要は必ずしもないのであって、最初から述部は前置詞句だけであると考える何ら差し支えはないのである。

第三章ではこれまでの先行研究に於いて、文型がどの様に扱われてきたかが述べられ、それらの研究上の不備が指摘されている。ここでは、Asmah Haji Omar、Nik Safiah Karim、M. Blanche Lewis の三人の文法学者の説を俯瞰している。前二者は、マレーシアを代表する女性の文法学者であり、M. Blanche Lewis はイギリス人の文法学者である。Asmah Haji Omar は、マレーシア語によく現れる文型として、N1VN2 と、N1n の二つがあるとしているが、これだけではマレーシア語の文の分析にはとても対処できるものではない。Nik Safiah Karim では、基本的な文型として、1. NP+NP, 2. NP+VP, 3. NP+AP, 4. NP+PP の4つを挙げているが、この文型が品詞と密接に絡んでいるところから問題が生じるとしている。例えば、主語は、名詞句であるとの前提に立っているため、主語に名詞相当句を構成する結紮詞 YANG の独立用法が現れた様な場合には、対処できない。更に又、動詞の後にある名詞句が、受動化できれば、目的語であり、できなければ、補語であるという記述が見られるが、この荒い処理の仕方では、自動詞とされる BER—動詞の後の名詞句に就いても、berubah haluan (方向転換する) の haluan と、belajar bahasa Malaysia (マレーシア語を学ぶ) の bahasa Malaysia が共に補語という扱いになるが、後者が目的語に近い機能を有しているという大事な部分が翳んでしまう。鶴沢氏は、これは、安易に西欧語等に於ける受動化が可能な目的語の概念をマレーシア語にも適応したが為に生じた軋みであるとしている。M. Blanche Lewis にも、同じく、西欧語の観点からの分析から来る欠点が現れている。Lewis が補語としているものの中には、ME—他動詞の直後に現れる目的語、受動形に対応する人称形動詞構文の動作者を示す語句 (oleh~)、それに人称形動詞構文の与格名詞句といった具合に、その間に共通性を見出せない要素が雑駁に放り込まれていて、本来であれば大事な相違点が矢張り翳む結果となっている。鶴沢氏は、これら先行研究の不備な点から見えてくるのは、マレーシア語の文法を、それ自身の独自性に沿った形で構築していく姿勢の欠如と、安易に西欧語をモデルとした分析を適用する態度であると指摘している。ここには、マレーシア語の文法を、西欧語の文法の呪縛から解き放ち、内在的な自立的な文法構築を目指す鶴沢氏の一貫した姿勢が見えてくる。

第4章では、文モデルを構成する文法的単位として、五つの主要構成素を設定した。それらは、一次主要素としての主語と述語、二次主要素である文補語、状態詞補語、それに動詞補語である。文補語は外部構成素であるが、状態詞補語と、動詞補語は内部構成素と呼ばれる。それ以外の要素は、付属要素という名称で包括し、これは文型

モデルの直接の構成素を形成しない単位として扱っている。この章では、更に、これら五つの主要構成素がどのような品詞によって担われるかという面からの考察を試みている、品詞のラベルが貼られることで、ここで設定された文型の妥当性が、実際の具現形のレベルで検証されている。

第五章では、これまでの章で設定された文構成の単位をなす主要構成素が実際のコーパス中で出現する際に取り得るパターンに就いて考察している。ここでは、大量のデータを丹念に精査する作業を通して、理論上可能とされる主要構成素の配列パターンが、実際の使用環境の中で絞られ、実際に出現可能なパターンだけが抽出されている。そして、文補語が主語と述語に挟まれる配列パターン、即ち、S+SC+P と、P+SC+S という二つのパターンが実際には出番のないものであること、又、SC+S+P[状態詞+状態詞補語]という配列パターンの出現の頻度がかなり低いという事実が述べられている。さらに、P+S という配列パターンに於いて、S の内部構造に動詞補語が現れる頻度は少ないこと、文補語が現れる場合、主語の内部構造が動詞であるパターンは見られなかったと述べている。

第六章では、これまでの考察で、実際に出現可能なパターンとして抽出された文型が、実際の運用場面に働く力学によって如何なる変容を被るかに就いて考察を行っている。ここでは二つのことが考察の対象になっている。一つは、不在要素が現れる場面的な条件を探ること。もう一つは、命令文や、疑問文に対する返答文に於いて現れる不在要素の性格を探ることである。

第七章では、本論の締め括りとして、検証作業を経て抽出された文型とその実例がシエマ化された形で示されている。

審査の経緯及び評価

本論文は、これまでの欧米の言語をモデルにした、或いは欧米の言語の視点から行われてきたマレーシア語の文法記述という呪縛からの脱却を掲げ、マレーシア語の文構成を律する自立的規則を、徹底した内在的なアプローチから試みた、先駆的、挑戦的な研究と性格付けられるものである。従来マレーシア語の文法記述に於いては、研究者がそれを意識するかしないかは別として、欧米の文法記述の手法や伝統が言わずもがなの前提として、その上に様々な文法現象の解明が成されてきたという経緯があり、この様な大前提という覆土が払われることは稀であったと言える。鶴沢洋志氏の提出論文は、この不可侵の覆土を払い除け、新たな視点からマレーシア語の構造を捉え直したと言う点に本研究の最大の意義があると考えられる。本論文の評価できる点は次の諸点にある。①欧米の言語に伝統的な文法研究を分析のモデルとして行われてきたこれまでのマレーシア語の文法研究からの脱却を図り、内在的な文法構築を目指した、この分野では初めての挑戦的な試みの研究であること。②文モデルを基に抽出された文型を、大量のコーパスと突き合わせることにより、その有効性の検証が

綿密に行われていること。③検証を経て設定された文型が言語運用場面でどのような変容を被るかに就いて、その変容を齎す条件や原因の考察を行ったという点で画期的な研究であると言えること。又、審査委員からは、次の様な点が、本論に見られるネガティブな点として指摘された。扱いにくい大きなテーマに取り組んだことや、当該分野に於けるマレーシア文法研究の独自性の追及を目指す余り、参考にしていたら役に立ったかも知れない他の類似の研究への目配りがやや疎かにされた面があること。鵜沢洋志氏の晦渋な文体とも多少絡んでいるが、論証の仕方がやや強引と見られる箇所があること。用いたコーパスの選別、規模、出典等に関する記述が不十分であること。これらの問題とされる点に関しては、口述試問に於いて説明が求められたが、それに対して鵜沢氏からは、自身の研究の前提についてのより明確な説明があり、大部分はこの前提からくる必然的制約と考えられるものであった。審査委員会は、以上の評価を総合的に判断した結果、上記の様な瑕疵はあるものの、独創的、先駆的な研究であるという点では揺らぐことがなく、博士論文としての資格は充分満たしているとの判断で委員全員の一致を見ましたので茲にご報告申し上げます。